平成 25 年 1 月 30 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社　アートネイチャー
代表者名　代表取締役会長兼社長　五十嵐　祥剛
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８２３）
問合せ先　取締役兼上席執行役員経営企画部長　内 藤　　功
電話　03－3379－3228

株主代表訴訟に関するお知らせ

平成 24 年 3 月 28 日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、当社取締役 3 名及び退任取締役 1 名（以下「当社取締役ら」といいます。）が控訴しておりました株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）につきまして、本日、東京高等裁判所において判決が言い渡されました。

同判決は、東京地方裁判所（第 1 審）の判決に控訴した当社取締役ら及び第 1 審原告の控訴をいずれも棄却しました。

当社取締役らからは、本判決は誠に遺憾であり、本判決内容の詳細を精査し、弁護士と対応を協議中である、との報告を受けております。

なお、本件代表訴訟は 1 名の株主が当社取締役らを訴えているものであり、当社の損失に影響を及ぼすものではありません。

（訴訟の経緯）

本件代表訴訟は、平成 15 年 11 月 6 日開催の臨時株主総会決議に基づいて、当社が保有する自己株式を当社代表取締役に売却した際の売却価額（以下、「本件自己株式売却価額」といいます。）、及び平成 16 年 3 月 8 日開催の臨時株主総会決議に基づいて行った第三者割当増資の割当価額（以下、「本件第三者割当価額」といいます。）が、いずれも著しく低廉であり、これにより当社に損害を与えたとして、原告株主が当社取締役らに対し損害賠償を請求した株主代表訴訟であります。

平成 24 年 3 月 15 日付東京地方裁判所の判決（以下、「第 1 審判決」といいます。）は、本件自己株式売却価額は著しく不公正なものでないとして第 1 審原告の請求を棄却しましたが、本件第三者割当価額が著しく不公正な価額であったとして、当社取締役らに対し、第 1 審原告の請求の一部分 2 億 2000 万円の損害賠償を命じていました。

当社取締役ら及び第 1 審原告は、いずれも第 1 審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、本日、東京高等裁判所第 9 民事部において、当社取締役ら及び第 1 審原告のいずれの控訴も棄却する判決が言い渡されました。

以　上